



大口町議会議員

令和 4年 10月 吉日

おかげさまで 第62号

岡 たかお 議会報告

岡 たかお
大口町豊田3-260
東海理化労組事務所内
Tel. 95-5330 Fax. 95-1164
Tel./Fax. 94-0103 (岡自宅)

爽秋の候、皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は「岡たかお」の活動にご理解を賜り、誠にありがとうございます。この度、議会報告 第62号を発売致しましたので、ご高覧頂ければ幸いです。暑かった夏が終わり、朝晩は肌寒く感じるようになってきました。どうぞ、お身体にご留意なさって、実り多い秋を満喫されますよう、お祈り申し上げます。

換気・マスク・手洗い・うがい・離れる



1. 9月定例会報告 (町ホームページで、議案・議決結果を参照できます)

9月1日～27日 (会期27日間)で、町提出の10議案、1認定、2同意に加え、議員提出2議案、2請願、2陳情を審査



今定例会で決まった **私たちの生活に身近なこと** をお知らせします

< 本年度5回目・6回目の補正予算で >

- 駐輪場を新設 (大中 3580.5万円)
昨年度に設計完了したので、今年度は工事を実施
- 住宅用太陽光発電システム設置費を追加 (298.2万円)
補助制度を拡充したことによる、申請件数増加への対応として
- オミクロン株対応ワクチンの接種
対象は12歳以上で、1回目、2回目のワクチン接種が終わっている人、約1万8600人分。
(4882.4万円 全額国庫支出金)



町HP 制度紹介

< 条例の改正で >

○ 子どもの医療費助成を **拡充**

現状：出生～未就学児までの通院と、出生から中学生までの入院に係る医療費は愛知県と大口町が助成し、小学生～中学生までの通院に係る医療費と高校生等の入院に係る医療費は大口町が助成しています。



令和5年4月～ 高校生までの入院 に加え 高校生までの**通院も**

助成の対象に、5歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末までの方の通院に係る医療費を加える。※ 助成対象は、町内に在住の高校生等の方で、配偶者のある方や就労されている方も含みます。

助成内容は令和5年4月診療分からの通院に係る医療費の内、保険適用分の自己負担分を助成するもの。助成方法は、中学生までの方と同様、受給者証を発行するので、健康保険証と受給者証を医療機関等に提示して利用。



2. 一般質問で質す（近年頻発する集中豪雨・役所言葉はわかりにくい）

浸水防止施設の
新設に補助を



YouTube 動画



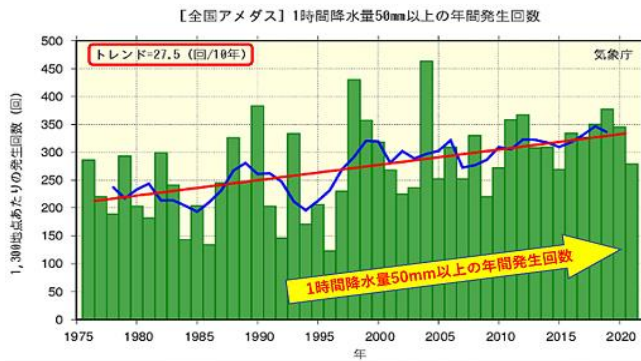
もっとわかりやすい情報提供を



問：本町の雨水対策の基準となる降水量は。
答弁：52mm。

問：1時間平均の降雨強度が50 mm/hを超えたことは。

答弁：令和元年に50.5mm/h。本年7月3日は77.5mm/h。また、同月9日には60.0mm/hの降雨強度による大雨があった。



今までの常識や経験則は通用しなくなっているのでは？

問：近隣の4市1町には、浸水防止施設設置への補助制度があるが、本町には助成制度はない。本町内の家屋等は浸水に強いとの認識なのか。

答弁：多くの河川があるので、近隣市町に比べ、雨水の排水には恵まれた環境にあるが、市街化の進展や近年頻発するゲリラ豪雨に対しては、河川や排水路の整備のみでは対応できない状況にあると認識している。

問：近隣市町のように、浸水防止施設を設置する場合、費用の一部を助成する等はできないのか。

答弁：近年頻発するゲリラ豪雨に対応した整備はできていない状況にある。まずは近隣自治体の状況調査と合わせ、本町での要望も確認していきたい。

問：町職員の皆さんの発言や作成する文書には、慣例的なことばの言い回しや難解な専門用語等、住民にとって馴染みの薄い表現や用語が使われ、その内容が相手に伝わりにくくなっているケースが数多く存在していませんか。

ある近隣市では法令用語や専門用語を分かりやすく言い換えようと、職員一丸で情報の伝わり易さに取り組むとのこと。本町の見解等は。

答弁：法令用語・専門用語には説明等を加えて分かり易く、差支えのないものについては、言い換えも考えていきたい。

問：FAQ(Q&A)ページの新設は、様々な問い合わせへの対応を均質化できると共に、役場の閉庁時間・期間でも24時間、いつでも知りたいことが調べられる。具体的な住民サービスの1つだと思うが、どうか。

答弁：知りたい情報を時間や手間をかけることなく確認できれば、住民の皆さんへの充足感や安心感に繋がるので、全庁的なFAQ(よくある質問と答え)コーナーの導入に向けて前向きに検討していく。

よくある質問の例

(県内のある市のホームページでは)

Q 信号機(押しボタン信号含む)の設置について

A 信号機は警察の管轄であり、市に権限がありません。設置については、交通量・隣接する信号との間隔など現場の状況にあわせて、検討されます。ご要望にあたっては、個人の意見ではなく地域の意見として、〇〇警察署宛てに要望書を・・・